

【住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー】  
様式第19号（第27条関係）

令和 年 月 日

北九州市長 様

申請者 (〒 - )

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー補助金交付対象者認定申請書

住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー補助金の申請を予定していますので、住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定により、下記のとおり申請をします。なお、この申請書の記載事項について、事実と相違ないこと及び申請資格を満たすことを誓約するとともに、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

また、要綱第32条に規定する認定の取り消し事由に該当した場合、又は要綱第28条第1項に基づく補助金の交付申請をした際に申請資格を満たしていないことが発覚した場合は、認定を取り消されても異議を申しません。

記

申請者について	(フリガナ)		性別	男・女	生年 月日	S・H 年 月 日	
	申請者氏名						
	世帯区分 (該当番号に○印)	1 世帯人員2人以上の世帯					
		2 申請者が50歳未満で親と(同居・近居)のために転入する世帯人員1人の世帯 該当する方に○印					
		3 申請者が50歳以上で自己実現のために転入する世帯人員1人の世帯					
		4 申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の世帯 (夫婦共又は夫婦どちらかが、市内に居住かつ市外へ勤務している者)					
	現在の勤務先	勤務先名： 【所在地： _____】					
	現在のお住まいについて (該当番号に○印)	1 民間賃貸住宅 2 親族の家に同居 3 社宅・社員寮 4 特定優良賃貸住宅 5 公営・公社・都市機構住宅 6 持ち家 7 その他( _____ )					
市外居住年数	年 _____ 月 _____ ※世帯区分が1～3の場合は記入						
対象となる世帯人員数	人 _____ ※世帯区分が1で現在市外居住の場合、 又は世帯区分が4の場合は胎児も対象						
転入又は転居予定先の住宅について	転入又は転居予定先の良質な住宅 (該当番号に○印)	1 新築 2 既に建築された住宅(中古住宅)					
		1 戸建て 2 共同住宅					
	1 建設住宅性能評価書の交付を受けている住宅						
	2 【フラット35】Sの適合証明書の交付を受けている住宅						
	3 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価結果が「B+ (よい)」以上である住宅						
	4 長期優良住宅認定通知書を受けている住宅						
5 インスペクション(住宅診断)を実施している住宅【中古住宅の場合】							
転入又は転居予定先の住宅の所在地(地名地番)	北九州市 _____ 区 【住宅の名称(共同住宅の場合)： _____】						
親世帯の住宅の所在地	_____ ※世帯区分が2で「近居」の場合のみ記入						
転入又は転居予定年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日						

【注意事項】

- 必ず、住むなら北九州 定住・移住推進事業(定住・移住促進支援メニュー)補助申請要領(以下「申請要領」という。)をご確認のうえ、申請書をご記入下さい。
- 申請要領については以下の方法でご確認下さい。
  - 本市建築都市局住宅計画課ホームページ<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07400158.html>を参照。
  - ホームページを確認できない場合は、建築都市局住宅計画課(Tel:093-582-2592)までお問い合わせ下さい。

(参考) 【本申請書に係る用語の定義】

	用語	定義
申請者について	転入	住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第24条第1項で定める補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）が市外から要綱第25条第1項で定める補助金の対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）へ住民票を異動した日です。
	転居	補助対象者が市内から市内の居住地へ住所を異動することをいう。
	同居	補助対象者の転入に伴い、親世帯も補助対象住宅へ住民票を異動し、同居することです。
	近居	市内に親世帯が居住しており、補助対象者が親世帯と異なる補助対象住宅へ転入することです。
	自己実現	生涯学習、趣味、コミュニティ活動、企業、就職等を行うことをいいます。
転入又は転居予定先の住宅について	良質な住宅	<p>【戸建て住宅】 敷地面積130㎡以上（第一種、第二種低層住居専用地域は180㎡以上）</p> <p>【マンション】 住戸専用面積が50㎡以上 （新築の場合）※次のいずれかに該当する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅性能表示制度による建設住宅性能評価証の交付を受けた住宅</li> <li>○【フラット35】Sの適合証明書の交付を受けた住宅</li> <li>○CASBEEによる評価結果が「B+（よい）」以上である住宅</li> <li>○長期優良住宅の認定をうけた住宅</li> </ul> <p>（中古住宅の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新耐震基準を満たし、インスペクション（住宅診断）を実施している住宅</li> </ul>
	新築	新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがなく、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものをいいます。
	住宅性能評価書	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号）に基づく、住宅性能表示制度において発行される評価書をいいます。
	【フラット35】S	民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供している長期固定金利住宅ローン【フラット35】を申し込んだ方が、省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得される場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。
	建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）	建築物の環境性能で評価し格付けする手法で、省エネルギーといった環境配慮はもとより、室内の快適性なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムです。
	長期優良住宅認定通知書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）に基づき認定された住宅に交付される通知書です。

※上記用語の定義についてご不明な点等がある場合は、以下の方法でご確認下さい。

- ・本市建築都市局住宅計画課ホームページURL (<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/toshi-juutakukeikaku.html>) を参照。
- ・ホームページを確認できない場合は、建築都市局住宅計画課（Tel:093-582-2592）までお問い合わせ下さい。